

令和5年度 事業報告の概要

令和5年12月に内閣府から公表された月例経済報告によると、我が国の経済は、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、社会経済活動の正常化が進み、競馬開催では、一部のGIレース及び混雑日を除き入場制限が解除され、競馬場への入場者数がコロナ禍前の水準に復しつつあるなか、本会においては、競馬場等における売店等の運営に関する事業については、日本中央競馬会の事業運営に合わせて事業を実施するとともに、公益目的支出計画に記載した診療所の運営事業を含む事業全般に亘り、引き続き感染防止に取り組みつつ、状況に応じて適正かつ効率的な事業運営に努めた。

診療所の運営事業については、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に感染症法上の5類感染症に移行したが、引き続き感染防止に取り組むとともに、調教師、騎手、調教助手及び厩務員（以下、「厩舎関係者」という。）のみならず、周辺地域住民の診療所として医療の充実に努め、運動器疾患の治療に即応するため理学療法等の充実に図り、労災事故により休業中である厩舎関係者の早期職場復帰等を支援した。

厚生施設の管理・運営事業については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を含む安全な施設運営に努め、厩舎関係者と周辺地域住民のスポーツ文化活動振興等により地域との連携協調を目的として実施した。

厩舎関係者等に対する福利厚生に関する事業については、厩舎関係者の社会保険に関する事務及び厩舎関係者に対する慶弔給付をはじめとした福利厚生に関する業務の適切な実施に努めた。

競馬場等における売店等の運営に関する事業については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、その収益を診療所の運営事業、厩舎関係者等に対する福利厚生に関する事業その他事業に繰り入れることを目的として実施した。

競馬場等の安全衛生に関する事業については、適正な衛生管理の維持向上を図るため、FSC（フードセーフティチェック）及びHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に加えて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行するまでの間、感染予防及び感染拡大防止に係るガイドラインに基づき、業者指導及び点検確認等を着実に実施した。

《令和5年度実施事業》

1. みほクリニック及び栗東診療所の運営事業
2. 厚生施設の管理・運営事業
3. 厩舎関係者等に対する福利厚生に関する事業
4. 競馬場等における売店等の運営に関する事業
5. 競馬場等の安全衛生に関する事業